

知 立 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

公 示 年 月 日	令和4年3月11日
招 集 年 月 日	令和4年3月22日
招 集 場 所	知立市中央公民館1階 大会議室
参 集 時 間	午後1時56分、農業委員14名、推進委員4名、事務局3名が参集した。
出 席 委 員	農業委員：1 杉原敬浩、2 高村昭広、3 林勝則、4 毛受浩、5 高木芳夫 6 永田治男、7 杉浦直美 8 石原國彦、9 鈴木和幸 10 藤井公人 11 池田とみゑ、12 竹本有基 13 岡田均 14 成瀬廣美 推進委員：15 平澤信幸 16 中野明夫 17 岡田教孝 18 石川勝幸 計18名
事 務 局	事務局職員＝加藤淳司、脇坂真也
欠 席 委 員	なし
途 中 入 室	1 杉原敬浩 (議案第1号審議中(農業委員会等に関する法律第31条：議事参与の制限))
開 会 時 間	午後2時00分 開会宣言 総会規則第7条の規定により定足数に達しておりますので総会を開催します。(会長)
日 程 第 一	午後2時01分 議事録署名委員の指名 11 池田とみゑ、12 竹本有基 を指名します。(会長)
日 程 第 二	議案の審議
議 案 第 1 号 1 番	農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定) 会 長：本件の審議にあたり、委員2さんは農業委員会等に関する法律第31号に基づき ご退席をお願いいたします。 【議案第1号1番について議案書をもとに説明】 会 長：地元の農業委員さん、何か補足はございますか。 委員6：当初10年で利用権を設定しましたが、申請地については区画整理の構想がある ことから、先が不透明のため3年に変更したと聞いております。 会 長：他にご意見・ご質問等はありませんか。 委 員：(意見なし) 会 長：この案件につきましては承認とさせていただきます。 (午後2時05分)

議案第2号 1番	農業委員会の適正な事務実施について 【議案第2号1番について議案書をもとに一括説明】 会 長：①の処理機関については特に問題ありませんか。 委 員：（意見なし） 会 長：こちらについては問題なしといたします。 （午後2時18分） 会 長：次に②の30aから20aへの変更について事務局より経緯やメリット、デメリットについて説明がございましたが、ご意見やご質問はございませんか。 委 員：（意見なし） 会 長：特になければ、これにつきましては問題なしといたします。 （午後2時19分）
日程第3 報告案件 1号 2号 3号 4号 5号 6号	会 長：報告案件につきまして何か事務局より説明はございますか。 事務局：報告第5号と報告第6号について簡単に説明させていただきます。 【第5号及び6号について一括説明】 会 長：ご質問等ございますか。 委員2：報告第6号について金額設定については、利用権設定の際に1反あたりいくらかと決めていただいています、数年前に米価の下落があつてから、安城、刈谷、豊田全体で利用権の価格変動が突然見直された状態です。中間管理事業ですと、毎年の米の相場価格で賃料が変動するようですが、知立に関しては、ほとんどが直接の相対契約ですから契約期間において価格は固定されています。一昨年、昨年と、米価が下がっており、今年も不透明な状態にあり、このような状況が続くと、我々の現在の契約内容も一俵相当額というようにすべて見直していかなければならないかもしれないと憂慮します。何かいい手立てはないでしょうか。 事務局：そうですね、これに関しては再生協議会や改善協議会でも転作による生産調整等も国の指導も入りながら行っておりますし、知立市については農家さんの協力のもと作付けについても基準より低い値で行っているのに、それでも米価に影響しているのは、何のための政策なのかという旨は会議の場でもお伝えしています。ただ全国的にみるとJAや買取りのところで決まってくるということもあるようです。本来生産調整は米価の安定を図るための施策と考えておりますので、今後も訴える場があれば声をあげていきたいと思っております。 委員2：知立市において地代といわれるものが金額で表示していますが、中間管理事業を通しての安城市は米価が下落した年の年度末に改正し、その後変動型になりました。我々も毎年固定で賃借料を払うのは相当額になりますので米価によって地代を変更できるようにするためには、知立市として現在うたっていない米一俵相当という内容的な部分の変更がだされるのと、変更する際には米一俵相当に変えるということを地主の方にもお伝えしなくてはならないので、どのタイミングか

ら知立市として変更したという旨を明確にしてもらえれば、個々で話がややこしくなることはないと思うのですが。

事務局：そちらについては、例えば、過去 11,000 円で 10 年間契約していたとすると、一俵相当額が賃料より高い時期もあったかと思います。残念ながら現在は米価が下がっていますが、ここで政策を打って出た後に米価が安定してきた時、固定型の地代にしておけばよかったと思う事も出てくる可能性があり、その辺りが認定農業者さんの判断になってくるのかと思います。米価が収入と連動してくるのでその方がよいという事であれば、契約更新の際に貸し手の方と話をするのがよいタイミングであると思います。中間管理を使っている場合は JA の公表する米一俵相当額を基準にしていると思いますが、同じように一俵額相当とするのであれば、ある程度オフィシャルになっている額を基本にしていくのがよいかと考えます。

委員 2：この先の米価の動向がわからなくなっている中で、利用権設定の記入項目の部分だけでも見直すなり、知立市として書き換えを一定化するとか何か模索しないとややこしくなってしまうのではないかと思います。

会 長：安城、刈谷などは賃借料に関してある程度基準のようなものが設けられているのか。それは知立のように受け手と貸し手の間での話なのか、それとも市全体である程度の基準が設けられているのでしょうか。

委員 2：数年前の下落の年に、安城などは価格変動に対応した金額に変えるという事で固定から変動に変えました。この周辺では安城市くらいだと思います。
一俵相当額という言い方も実際は米のランクもありますので、不明瞭な言い方ではありますが、ざっくり金額をならした表現のようです。

会 長：難しい問題ですね。本日の議案にも利用権設定がありましたが、金額などうまく話をされているんだと思っておりました。

委員 2：金額を記入する箇所がありますが、安城市はこの部分が米一俵相当というようになっているのかなと思います。

会 長：その他いかがですか。

委員 3：報告第 5 号について 2 点お伺いします。まず農業の概要のところまで大きく変化が見られなかった状況から今回、一年前に計画案が出された時からの耕地面積の数値が大きく減少してきていますが、どのような状況で減少しているのでしょうか。その要因はなぜですか。

事務局：1 ページの農地概要の一番上の耕地面積という箇所ですよろしいでしょうか。

委員 3：いえ、全体の耕地面積はそれ程大きく変わっていませんが、経営耕地面積が田で 33ha、畑で 19ha 減少、果樹園の 1ha の減少した内容を教えてください。

事務局：経営耕地面積については表下の※印のところにある農林業センサスに基づいて記入しています。担当部局に確認したところ、農林業センサスについては前回の同調査に係る事項については調査の仕方を変えていないということですが、当局もこの数値の減少については把握できておりませんが、今回はそのまま数値を採用させていただきました。

委員 3 : 知立市内の中で 3 0 0 ある中で 1 割減るというのはかなり大きなことなので、原因を把握すべきだと思います。農林業センサスの話がでましたが、これまでのデータをみるとそれ程大きな変化は見受けられませんでした。今回突然一割を超すような面積減少がみられるので、なにかしらの要因が考えられるかもしくは、データ作成においてのミスがなければ生まれない数値だと思うのでお聞きしたかったです。一度検討していただきたいです。果樹園についてはどうですか。

委員 13 : 果樹園については、地元農家が年齢的にも経営が困難となり田んぼにされました。その面積分が減少しております。

委員 3 : 梨という八橋の方と牛田の方の 2 か所しかないと思っていましたが、そうすると高根の方に残り 1 ha あると考えてよろしいですか。

事務局 : 逢妻の方にもあったかと思いますが、これが高根のみの面積とは断定できません。

委員 3 : 高根の方でも梨園をやめられた方がいるのも存じていますが、1 ha も減ったという程度のものではないのでどこか相当な広さの方が辞められたのかなという意味でお聞きしました。

事務局 : 数字の表記が整数なので、もしかしたら切り上げ、切り捨てにより大きく変わっている可能性もあります。

委員 3 : もう 1 点ですが、その下の自給的農家数、農業就業者数を含めて令和 2 年度の結果と比べると大幅に減少しています。総農家数も 4 9 7 戸に対して 3 2 8 戸と 1 6 0 戸減少していますが、この農家数の減少、農業者数の減少はなぜですか。これも農林業センサスによる何かの要因ですか。

事務局 : 農林業センサスの数値になりますので、あくまでも農業委員会の立場からの推測になりますが、3 条相続により市外在住の方に名義が変わって相続していくケースも多いですし、農地の集積率や集約も少しずつですが上昇する中で、データが 5 年単位での更新のものを使用しており、そのことを踏まえると、そういった理由からも減少したのかと推測いたします。

委員 3 : なぜお伺いしたかという、知立市農業委員会が年度当初目標を立て、年度終わりに点検評価をするわけです。目標数値と大幅に違うときは目標そのものを見直す必要があるのではないのでしょうか。目標を掲げる以上はその数値についての調査報告はすべきだと思います。

最後のページの「4. 情報の提供等の中の農地台帳の整備」において整備対象農地面積 3 8 1 ha とありますが、この数値はどこからきた数値なのでしょう。整備対象農地面積というのはどういう考え方に基づく面積なのか教えていただけますでしょうか。

事務局 : 農地台帳整備対象農地面積は他のページにも出てくるのですが、令和 3 年 4 月現在の管内で管理している面積になります。主に現況が田畑か農地であるところらで把握している数値です。

委員 3 : 計画では耕地面積が 3 8 1 ha ですが、今回の結果として農業の概要にでてく

	る農地台帳面積は３８０ha になっており、この数値はどこからでてきているのかお聞きしたい。 事務局：３８１ha の数値については今年度の４月の総会の活動計画の数値で、概要の農地台帳面積については同じく概要にある耕地面積が表には３７７ha とありますが、４月当時は３８１ha でしたので、それを反映しているのですが、ただここに整備対象農地面積にこの数字を入れていいものか、一年後の数値を入れるべきなのかは県や農業会議に確認します。 委員３：お願いします。農地台帳面積となると全く違うものになりますし、耕地面積ということであるならば計画年度当初に準ずると。何をもとに整地対象農地面積というのが出てくるか確認をお願いします。 事務局：はい。 会 長：また何かあれば事務局と調整してください。 会 長：では議案書に基づく審議は以上になります。 （午後３時０３分）
日 程 第 四 その他	・活動状況報告について （午後３時０４分）
閉 会 時 間	午後３時０９分 閉会宣言（会長） 農業委員会総会を閉会します。